

(イ) 市町村等の協力

地方公共団体は、保護司法第 17 条において、「その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる」こととされているほか、更生保護法第 2 条第 2 項において、同条第 1 項の国の活動^(注1)が「地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要な協力をすることができる」こととされている。また、平成 28 年に施行された再犯防止推進法第 24 条において、「国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策^(注2)を講ずるように努めなければならない」こととされている。

(注 1) 更生保護法第 2 条第 1 項では、「国は、前条の目的の実現に資する活動であって民間の団体又は個人により自発的に行われるものを促進し、これらの者と連携協力するとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るように努めなければならない」と規定されており、同法第 1 条では、同法の目的が規定されている。

(注 2) 前節(国の施策)に規定する施策について、再犯防止推進法第 18 条では、「国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする」と規定されている。

i 法務省における市町村等からの保護司候補者の確保の協力に関連する取組

平成 24 年提言では、保護司法第 17 条をより機能させるため、各市区町村長に対して、保護司適任者に関する情報提供等、保護司の委嘱手続への参画などの協力・支援内容等を盛り込んだ総務省と法務省の連名による通知等を発出することなどについて、法務省において総務省と必要な協議をすることが求められるとされている。

これを踏まえ、法務省は、平成 26 年の基本的指針において、保護司適任者の確保について、地方公共団体や業界団体を始めとする各種機関・団体等への人材情報の提供依頼を組織的に行うこととしている。また、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」について(通知)(平成 26 年 4 月 1 日付け法務省保更第 48 号法務省保護局長通知)において、保護観察所に対し、保護司会と連携して、保護司の安定的確保に関する現状を分析し、平成 26 年の基本的指針に基づいて取り組むべき課題の検討に努めるよう留意を求めている。

また、保護司のなり手不足が深刻化するとともに、保護司活動に対する地域の方々からの協力も得られにくくなるなど、保護司の負担も大きくなっていることなども踏まえ、平成 26 年の依頼通知において総務省との連名で、都道府県知事及び市区町村長に対し、保護司候補者に関する情報提供等に関して、「地方公共団体が有している保護司適任者に関する人材情報の提供等の相談に応じただき可能な範囲で協力いただきたい」として、依頼を行っている。これに合わせて、法務省は、「保護司活動に関する地方公共団体に対する協力等依頼について(通達)(平成 26 年 6 月 30 日付け法務省保更第 73 号法務省保護局長通達)において、保護観察所に対し、保護司会と連携して、保護司活動について地方公共団体から一層の協力を得るための活動を積極的に展開するよう求めており、「各保護司会及び保護司会連合会と協議して個々の保護司組織と地方公共団体との関係の現状を分析し、(中略)個別具体的な依頼内容を検討し、優先順位をつけるなどして計画的に訪問時期及び訪問者、依頼内容等を調整すること」などの留意点を示している。

(最近の動向)

法務省は、平成31年の改訂後の基本的指針において、地方公共団体から地方公共団体の職員も含めた保護司適任者に関する人材情報が得られるよう努めることとしている。そして、近年、保護司候補者の確保がますます困難となっていることなども踏まえ、令和元年の依頼通知において総務省との連名で、都道府県知事及び市区町村長に対し、保護司の人材確保に関して、地方公共団体の職員の保護司への就任、保護司適任者に関する情報提供等、保護観察所や保護司会による保護司適任者確保の取組への協力について依頼を行っている。これに合わせて、法務省は、「再犯防止対策の推進に向けた保護司活動に関する地方公共団体への協力依頼について（通達）」（令和元年5月8日付け法務省保更第2号法務省保護局長通達）において、保護観察所に対し、保護司会と連携して、地方公共団体から一層の協力を得るための活動を積極的に展開するよう求めており、「個々の保護司組織が抱える課題等を十分把握した上で、各保護司会及び保護司会連合会と協議し、地方公共団体に対する個別具体的な依頼内容を検討し、計画的に協力依頼を行うこと」などの留意点を示している。

ii 市町村における保護司候補者の確保に関する協力

(市町村における協力状況)

調査対象とした17保護観察所管内の63市町村における保護司候補者の確保に関する協力状況について調査したところ、表3-(2)-ア-(イ)-①のとおり、34市町村が協力していた。具体的には、協議会の委員やオブザーバーとして協議会に参加している例(25市町村)や、協議会には参加していないが保護司候補者の情報提供をしている例(2市町村)^(注)、市役所の職員向けポータルサイトを利用して保護司の募集に協力している例(1市町村)などがみられた。

(注) 当該市町村を担当地域とする保護司会では、協議会を開催していない。

一方、29市町村は協力していなかった。協力していない理由で最も多く挙げられたのは、保護観察所や保護司会からの要請がないから(21市町村)であった。

なお、要請がないとして協力していない市町村の中には、要請があれば対応するとの意見(3市町村)もみられた。

表3-(2)-ア-(イ)-① 調査対象市町村における保護司候補者の確保に関する協力状況

(単位：市町村)

区分	協力している	協力していない
市町村	34	29

(注) 市町村への実地調査の結果による。

〔保護司候補者の確保に関して協力している市町村の例（主なもの）〕

○協議会に参加している例

- ・ 保護司会の依頼に基づき、町民福祉課長が協議会の委員になって協議会に出席している。（江差町）
- ・ 市教育長が協議会のメンバーになっており、候補者の情報を提供している。（滑川市）
- ・ 保護観察所・保護司会が開催している協議会に区長、市民協働課長がオブザーバーとして参加している。（大阪市（西成区））
- ・ 協議会の設置を機に、保護司会長から担い手確保を目的に行政の情報も活用したいとの要望があったため、人権対策課長が委員として出席、候補者の推薦、該当者への依頼をしている。（小豆島町）
- ・ 福祉生活課長が、福祉関係に見識がある者として委嘱を受け、協議会の委員になっており、候補者の情報提供を行っている。平成31年に行われた協議会においては、2人の候補者の情報提供（①町役場OB、②民生委員）を行った。（石井町）

○協議会には参加していないが保護司候補者の情報提供をしている例

- ・ 30年以上前から町職員が保護司になる風土があり、候補者の選定にあたり保護司会から相談があった場合に、保護司である先輩職員が後輩職員を保護司として推薦している。（北海道森町）
- ・ 保護司と町役場職員（人権センター職員）が情報収集をして、保護司委嘱を引き受けてくれるようお願いする役割を町役場職員が担っている。保護司の再委嘱についても、再委嘱を受けてくれるようお願いする役割は町役場職員が担っている。（日南町）

○その他の協力例

- ・ 保護司会と意見交換する中で、担い手確保のために協力する必要性を感じ、市役所の職員向けポータルサイトを利用して保護司募集を案内している。（堺市）
- ・ 新任保護司の推薦者を円滑に決定するために設置された保護司推薦委員会において、市の代表として市民課長が委員になっており、市として候補者の推薦の審議に関わっている。（芦別市）
- ・ 更生保護法第2条の規定に基づき、必要な協力として、支部保護司会長と市長の連名で保護司候補者の内申書を保護観察所に提出している。（北斗市）
- ・ 市担当課が保護司会事務局を担っており、保護司の発掘等について保護司会長をサポートしている。（富田林市）
- ・ 保護司会から協議会委員を自治会長から選任したい旨の依頼、相談があり、自治振興課が仲介した。相談があれば支援は惜しまない。（田辺市）

（注）市町村への実地調査の結果による。

〔保護司候補者の確保に関して協力していない市町村の理由（主なもの）〕

- ・ これまで保護観察所や保護司会から、協力依頼、要請等を受けたことはない。例えば、協議会の委員選考に当たって協力要請があれば、市町村の関係課や関係団体との間を取り持つことはやぶさかでない。
- ・ 保護観察所や保護司会から要望がないため。要請があれば対応する。
- ・ 依頼がない。

なお、協力依頼があれば、可能な範囲で情報提供などの協力を検討する。

- ・ 要請がない。
なお、保護司から市町村の職員や退職者に候補者がいないか相談を受けることはあり、その都度、思い当たった者を口頭で伝えているが、委嘱された者はいない。
- ・ 担い手確保に関して、保護司会との協議等を行っていないが、担い手不足についての危機感は共有しており、依頼があれば、対応の検討は可能である。
- ・ 保護司の人選については、保護司会内において行われており、市町村では関与していない。市町村内の各種団体等の情報提供を保護司会から求められれば、それに応じることはやぶさかでないが、協議会に直接参画したり、さらに、候補者の人選に関わるようにするには、法的にその位置付けを明確にする方が望ましい。
- ・ 辞める保護司が後任の保護司を見付け推薦することが慣例となっている。市町村としては保護司候補者が適当であるか否かについて保護司会から意見を求められた場合、これに答えるにとどまる。
- ・ 現状では保護司会に対する助成や協力は行っているが、担い手確保に対する支援までは行っていない。

(注) 市町村への実地調査の結果による。

(保護観察所による協力要請状況)

調査対象とした 17 保護観察所における調査対象の 63 市町村に対する平成 30 年度及び令和元年度の 2 か年間の協力要請の状況を調査したところ、表 3-(2)-ア-(イ)-②のとおり、13 保護観察所において 35 市町村に対し協力要請を行っていた。

一方で、9 保護観察所において 28 市町村に対し協力要請を行っていなかった。その理由として、保護司充足率が高水準で推移していることや、保護司会側から要望がなかったこと、退任する保護司が後任者を探してくることが慣例となっているため要請する必要性を感じていないことなどが挙げられた。

表 3-(2)-ア-(イ)-② 調査対象保護観察所における調査対象市町村に対する協力要請の状況

(単位：保護観察所、市町村)

区分	計	要請実績あり	要請実績なし
保護観察所	17	13	9
市町村	63	35	28

(注) 1 保護観察所及び市町村への実地調査の結果による。

2 平成 30 年度及び令和元年度の 2 か年間における実績である。

3 一つの保護観察所管内に、協力要請を行っている市町村と、行っていない市町村とがある場合、当該保護観察所は、「要請実績あり」と「要請実績なし」の両方に計上されているため、これらを足し合わせた数値と計の数値とは一致しない。

[市町村に対して保護司候補者の確保の協力要請を行っていない理由]

- ・ 要請を実施した 8 市町村以外も実施予定である。今後順次、協力依頼を実施する。[令和元年度] (札幌保護観察所)

- ・ 書面等による具体的な働き掛けには至っていないが、各地区保護司会総会等への市町村からの出席者に対し保護司活動の重要性を訴え、保護司候補者の確保に協力を求めている。そのほか、市町村に対する再犯防止推進計画策定及びサポートセンター等への協力をお願いする際にも、市町村長を含む自治体職員に対し保護司候補者の確保にも理解と協力を求めている。[平成30年度・令和元年度]（秋田保護観察所）
- ・ 市町村ごとの保護司充足率も高水準で推移しており、市町村への要請は必要ないと判断したため。 [平成30年度]
 ごく一部の保護区で保護司充足率の低下が見られ、当該保護区にある地方自治体への要請、働き掛けを検討したが、当該保護区保護司会から「まだ保護司会独自の取組により充足率を向上できる余地があり、自治体への要請等はもう少し待って検討してほしい」との意見を受けたため。[令和元年度]（甲府保護観察所）
- ・ 保護司会からの同意が得られていない。[平成30年度・令和元年度]（富山保護観察所）
- ・ 地方再犯防止推進計画策定に向けての働き掛けを優先した。[平成30年度・令和元年度]（大阪保護観察所）
- ・ サポートセンター未設置地区保護司会 6 地区のサポートセンター設置への働き掛けに重点を置いていたため。[平成30年度]
保護司会に対して要望があれば、県及び市町村に対して観察所職員が共に訪問し、要請を行う旨助言を行っていたが、保護司会側から要望がなかったため、当庁の所在地だけの要請になった。 [令和元年度]（和歌山保護観察所）
- ・ 保護司適任者の人材情報については、市町村に対応する各地区保護司会との連携が図られており、保護観察所が直接的に市町村に対して要請をする必要がなかったため。[平成30年度・令和元年度]（鳥取保護観察所）
- ・ 新任保護司候補者については、主として、退任する保護司が後任者を探してくることが慣例となっており、各地区保護司会に対応している市町村に要請する必要性を感じていないため。 [平成30年度・令和元年度]（徳島保護観察所）
- ・ 個別に要請はしていないが、毎年、各地区保護司会の総会や社明運動メッセージ伝達、保護観察所が行う広報活動、協議会時に、首長、担当者に対し、保護司の役割等を説明し、保護司の適任者確保の協力依頼を行っている。[平成30年度・令和元年度]（福岡保護観察所）

(注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。

2 各理由の文末の [] は、当該理由により協力要請を行っていない年度である。

しかし、保護観察所から協力要請されていない28市町村を担当地域としている30保護司会における保護司充足率をみると、表3-(2)-ア-(イ)-③のとおり、11保護司会では、全国の保護司充足率(90.7%)^(注)を下回っていた。

(注)平成30年1月1日現在。なお、調査対象保護司会の平成30年3月末現在の保護司充足率の平均は91.4%である。

なお、これらの保護司会を管轄する保護観察所の中には、保護司充足率が高水準で推移していることを理由に市町村への協力要請を行っていなかった保護観察所がみられた。

保護司充足率が低い保護司会については、他の保護司会に比べて保護司の確保が困難な状況にあり、市町村の協力を得る必要性はより高いと考えられる。

表 3-(2)-ア-(イ)-③ 担当区域内の市町村に対して保護観察所が協力要請を行っていない調査対象保護司会（保護司充足率別）

(単位：保護司会)

保護司充足率	計	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満
保護司会	30	8	12 (1)	8	2

全国の保護司充足率（90.7%）未満：11 保護司会

- (注) 1 保護観察所及び市町村への実地調査の結果による。
 2 保護司会の保護司充足率は、平成 30 年 3 月末現在の状況である。全国の保護司充足率は 30 年 1 月 1 日現在の状況である。
 3 「90%以上 100%未満」の（ ）内の数値は、全国の保護司充足率 90.7%未満の保護司会数である。

また、保護観察所が協力要請を行っていない市町村を担当地域とする保護司会・保護司からの意見を聴取したところ、次のとおり、保護観察所が市町村への協力要請の必要性を判断するに当たって、保護司会や保護司の意向を把握していないとみられる例がみられた。

- i) 保護司充足率が高い保護司会であっても、市町村からの情報提供を望んでいるが、保護観察所は、保護司充足率が低くなければ市町村に協力要請しないこととしている。
- ii) 保護司会は、市町村からの情報提供を望んでいるが、保護観察所は、保護司会からの要望がなかったとしている。
- iii) 保護司は、後任者を見付けることが負担で市町村の協力を望んでいるが、保護観察所は、退任する保護司が後任者を探るのが慣例であるとして、市町村への協力要請の必要がないとしている。

これらの例からは、保護司会や保護司が保護司候補者の確保を担っているのが実態であることを考慮すると、保護観察所は、上記のとおり保護司会における保護司の充足状況を考慮することとともに、管内の保護司会や保護司の意向を把握した上で、それを踏まえて協力要請を行うことが必要であると考えられる。

〔保護司会・保護司からの意見と保護観察所による市町村への協力要請の状況〕

- i) 保護司充足率が高い保護司会であっても、市町村からの情報提供を望んでいるが、保護観察所は、保護司充足率が低くなければ市町村に協力要請しないこととしている。

甲府保護観察所管内の保護司会（保護司充足率 100%（平成 29 年度末））からは、市町村に対して「より多くの候補者が得られるよう、退職者の中で退職後出身地に帰住してボランティア活動を希望する者等の情報を保護司会に提供していただきたい」といった保護司候補者に関する情報提供を望む意見が聴かれた。

しかし、同保護観察所は、平成 30 年度には、市町村ごとの保護司充足率が高水準で推移していたため市町村に対する協力の要請は必要ないと判断したとして、当該保護司会が担当地域としている市町村に対する要請を行っていない。

ii) 保護司会は、市町村からの情報提供を望んでいるが、保護観察所は、保護司会からの要望がなかったとしている。

和歌山保護観察所管内の保護司会からは、市町村に対して「保護司の担い手確保に関して、市が持っているネットワークを活用した候補者情報の提供などの支援・協力を希望する」といった保護司候補者に関する情報提供を望む意見が聴かれた。

しかし、同保護観察所は、平成 30 年度には、6 保護司会でのサポートセンターの設置の働き掛けに重点を置いていたとして、また、令和元年度には、管内の保護司会に対して要望があれば、保護観察所の職員が市町村を共に訪問し、協力の要請を行う旨助言していたが、保護司会側から要望がなかったため、同保護観察所が所在する市町村に対してのみ協力の要請を行ったとして、上記の意見のあった保護司会が担当地域としている市町村に対する要請を行っていない。

iii) 保護司は、後任者を見付けることが負担で市町村の協力を望んでいるが、保護観察所は、退任する保護司が後任者を探すのが慣例であるとして、市町村への協力要請の必要がないとしている。

徳島保護観察所管内の保護司会の保護司からは、市町村に対して「適任者の情報提供等、後任者探しの協力を行ってほしい」といった保護司候補者に関する情報提供を望む意見が聴かれたほか、保護観察所に対して「後任者を人脈で見付けることに負担を感じているため、法務省や保護観察所にも協力してほしい」といった後任者を探すことが負担であるとする意見が聴かれた。

しかし、同保護観察所は、平成 30 年度及び令和元年度には、新任保護司候補者については、主として、退任する保護司が後任者を探してくることが慣例となっており、各保護司会に対応している市町村に協力要請する必要性を感じていないためとしている。

(注) 保護観察所、保護司及び保護司会への実地調査の結果による。

なお、調査対象とした保護観察所の中には、管内の市町村に対して保護司候補者の確保の協力要請をした結果として、市町村から保護司候補者の情報提供を受けた例（6 保護観察所 13 市町村）や、市町村職員を協議会の委員に委嘱した例（1 保護観察所 3 市町村）などの成果がみられており、市町村への協力要請を行うことの有効性が認められる。

〔市町村に対して保護司候補者の確保の協力要請をし、その成果が得られた例（主なもの）〕

1	平成 30 年度及び令和元年度に、管内の保護司充足率が全国平均を下回り保護司候補者の確保が重要課題となっているため、保護観察所長が町長に対して依頼文書を交付するなどして保護司候補者確保の取組への協力を要請した。この結果、同町の課長が協議会の委員として参加することとなった。※他に 2 町について同様の例がある。（函館保護観察所）
2	令和元年度に、保護司会から要望があったため、企画調整課長が市庁舎を訪問し、市長に対して保護司候補者として市職員や市職員OB等の情報提供を依頼した。この結果、保護司会に対し同市職員 1 名及び職員OB2 名の情報提供があった。※要請したきっかけ等は異なるが、他に 3 市について同様の例がある。（仙台保護観察所）
3	平成 30 年度及び令和元年度に、保護司候補者の確保に苦慮している保護司会との協議を踏まえ、ブロック別再犯防止シンポジウムにおいて、保護観察所長が市の市民安全推進課に対して市職員からの保護司候補者の推薦について協力を要請した。この結果、同市職員の保護司候補者としての推薦があった。※要請した場等は異なるが、他に 3 市について同様の例がある。（広島保護観察所）

4	令和元年度に、保護司会から要望があったため、保護観察所長が協議会の席上で、市総務課の職員に対して、保護司適任者確保の緊急性について資料を基に説明し協力を要請した。この結果、市の退職職員等3名について、保護司会から内申を受けた。(佐賀保護観察所)
5	令和元年度に、保護観察所長が記念式典に参加した際に、市長に対して、協議会への市職員の参加及び人材の情報提供、市職員からの保護司登用について協力を要請した。この結果、市議会議員3名が保護司に委嘱された。※要請した場等は異なるが、他に1市について同様の例がある。(那覇保護観察所)

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。

iii 都道府県における保護司候補者の確保に関する協力

(都道府県における協力状況)

調査対象とした16都道府県における平成30年度の保護司会への協力状況について調査したところ、保護司候補者の確保に関して人材の情報を提供する協力を行っている都道府県はみられなかったものの、県職員に対する保護司募集の説明の場を提供している例がみられたほか、更生保護団体に助成金を交付していて、それが保護司候補者の確保にもつながっているとする例もみられた。また、平成30年度には特段の協力は行っていなかったが、保護観察所からの働き掛けにより県再犯防止推進計画に保護司候補者の確保の協力を盛り込んだことから、令和元年度に、新たに職員に保護司募集のパンフレットを配布するなどの協力を行っている例がみられた。

〔保護司候補者の確保に関して協力している都道府県の例〕

- ・ 保護観察所からの要請を受け、定年退職予定の職員を対象にした説明会の場で更生保護及び保護司のパンフレットを配布するとともに、保護司適任者の人材確保等に関する周知を行った。(佐賀県)
- ・ 更生保護法人富山県更生保護事業協会に対して補助を行っており、同協会は、保護司の人材確保の促進に関する活動を行っている県保護司会連合会に対して助成金を交付している。(富山県)
- ・ 保護観察所からの働き掛けを受け、福岡県再犯防止推進計画(平成31年3月施行)に「保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。」と記載したことから、これに基づき、以下の取組を行った。(福岡県)
 - i) 令和元年8月に、県職員を対象として開催した「ライフプランセミナー」(50歳代184名が参加)において、「保護司募集パンフレット」(法務省作成)を配布した。
 - ii) 令和2年2月に、県職員等を対象として開催した「退職者説明会」(266名が参加)において、福岡保護観察所企画調整課長が保護司募集の概要説明を行った上で、「保護司募集パンフレット」を配布した。
 - iii) 令和2年2月に、福岡県が主催した「福岡県再犯防止推進市町村連絡会議」(市町村及び市町村社会福祉協議会の職員計116名が参加)において、市町村職員に対して支援を呼び掛けるとともに、「保護司パンフレット」を配布した。

(注) 都道府県への実地調査の結果による。

(保護観察所による協力要請状況)

調査対象とした 17 保護観察所における調査対象の 16 都道府県に対する平成 30 年度及び令和元年度の 2 か年間の協力要請の状況を調査したところ、表 3-(2)-ア-(イ)-④のとおり、8 保護観察所において 8 都道府県に対し協力要請を行っていた。

一方で、9 保護観察所において 8 都道府県に対し協力要請を行っていなかった。その理由として、管内の保護司充足率が高いことや保護司会からの要望がないことなどから県への要請は必要ないと判断したことなどが挙げられた。

表 3-(2)-ア-(イ)-④ 調査対象保護観察所における調査対象都道府県に対する協力要請の状況

(単位：保護観察所、都道府県)

区分	計	要請実績あり	要請実績なし
保護観察所	17	8	9
都道府県	16	8	8

(注) 1 都道府県及び保護観察所への実地調査の結果による。

2 平成 30 年度及び令和元年度の 2 か年間における実績である。

3 保護観察所のうち 2 保護観察所については、同じ都道府県を管轄しているため都道府県数と数値が異なる。

〔都道府県に対して保護司候補者の確保の協力要請を行っていない理由〕

- ・ 準備未了のため、着手せず。[平成 30 年度]
準備未了のため、着手せず。
なお、都道府県レベルにおいて、要請することが効果的である分野について、検討中である。[令和元年度] (札幌保護観察所)
- ・ 北海道は、当庁の他に三つの保護観察所管内を管轄しており、北海道に対する働き掛けは、基本的には北海道地方更生保護委員会が対応しているため。[平成 30 年度・令和元年度] (函館保護観察所)
- ・ 管内全域(県域)の保護司充足率がおおむね 95~98%で推移しており、県への要請までは必要ないと判断したため。[平成 30 年度・令和元年度] (甲府保護観察所)
- ・ 当庁管内の保護区保護司会等は、その事務局が地方公共団体にあり、両者の関係が確立されていることから、同保護司会等に対応する基礎自治体に要請することで足りるものと考えたため。[平成 30 年度]
令和 2 年に「愛知県再犯防止推進計画(案)」の策定に合わせて行うことが得策であると考え、当該年度に行う方針としたため。[令和元年度] (名古屋保護観察所)
- ・ 保護司会連合会、保護司会からの同意が得られていない。[平成 30 年度・令和元年度] (富山保護観察所)
- ・ 地方再犯防止推進計画策定に向けての働き掛けを優先した。[平成 30 年度]
地方再犯防止推進計画策定に向けての働き掛けを優先した。
なお、「大阪府再犯防止推進計画」においては、保護司の人材確保支援に関する項目が設定されている。[令和元年度] (大阪保護観察所)
- ・ サポートセンター未設置地区保護司会 6 地区のサポートセンター設置への働き掛けに重点を置いていたため。[平成 30 年度]
保護司会に対して要望があれば、県及び市町村に対して保護観察所の職員が共に訪問し、要請を行

う旨助言を行っていたが、保護司会側から要望がなかったため。[令和元年度]（和歌山保護観察所）

- ・ 鳥取県は平成 30 年 4 月 1 日に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定しており、県の施策として民間協力者の活動の促進広報、啓発活動推進の取組がなされているため。[平成 30 年度・令和元年度]（鳥取保護観察所）
- ・ 平成 31 年 1 月 1 日現在の保護司充足率を見ると、全国平均は 90.0%であるが、徳島県は 93.3%で 3.3 ポイント高く、また、令和 2 年 1 月 1 日現在の保護司充足率を見ると、全国平均は 89.1%であるが、管内県域は 93.7%で 4.6 ポイント高く、過去 10 年間の充足率はおおむね 93%台で推移している。また、新任保護司候補者については、各地区保護司会を通じて当庁に推薦がなされており、各地区保護司会は、同保護司会に対応している市町村とのつながりが強いため、県に要請する必要がないため。[平成 30 年度・令和元年度]（徳島保護観察所）

(注) 1 保護観察所への実地調査の結果による。

2 各理由の文末の [] は、当該理由により協力要請を行っていない年度である。

なお、調査対象とした保護観察所の中には、都道府県に対して保護司候補者の確保の協力要請をした結果として、定年退職した元県職員について保護司会から内申があった例（1 保護観察所）などの成果がみられており、都道府県への協力要請を行うことの有効性が認められる。

〔都道府県に対して保護司候補者の確保の協力要請をし、その成果が得られた例（主なもの）〕

1	平成 30 年度及び令和元年度に、定年による退任予定保護司の充足と保護司適任者の人材を広く求める必要があったため、保護観察所長が県の健康福祉部福祉課長に対して、定年退職予定の職員を対象にした説明会での更生保護及び保護司のパンフレットの配布と、保護司適任者の人材確保等に関する周知の協力を要請した。これらの協力が得られた結果、令和元年度に定年退職した元県職員 1 名について、居住地の保護司会からの内申を受けた。（佐賀保護観察所）
2	平成 27 年度以降毎年、保護観察所長が県の人事課に対して、定年退職予定の県職員へ保護司のリーフレットを配布するよう協力を要請している。この協力が得られた結果、少しずつではあるが、定年退職した元県職員への保護司の委嘱が認められている（平成 27 年度及び 29 年度に 1 人ずつ。）。（秋田保護観察所）

(注) 保護観察所への実地調査の結果による。